

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

対象手続		国税申告手続（所得税、法人税、消費税）						
年間平均申請件数		26,541,000件						
根拠法令・条項		所得税法（昭和40年法律第33号）第120条、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条、消費税法（昭和63年法律108号）第45条第1項等						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する。消費税の確定、中間（仮決算）、還付及び修正申告をする。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：法人税申告の場合、約86%が税理士関与あり）						
目標利用件数・目標利用率		年度		平成16	平成17 ※18年1月現在	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		52,838	55,619	507,000 <small>（認証基礎等の普及を前提） 認証基礎の普及 93万件 ICカード・マイナンバーの普及 40万台</small>	775,000 <small>（認証基礎等の普及を前提） 認証基礎の普及 110万台 ICカード・マイナンバーの普及 61万台</small>	2,116,000 <small>（認証基礎等の普及を前提） 認証基礎の普及 300万台 ICカード・マイナンバーの普及 168万台</small>
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）		0.20%	0.21%	2%	3%	8% <small>（注）「その他」欄参照</small>
		添付書類		現 状			具体的改善方策（実施時期）	
<ul style="list-style-type: none"> 所得の内訳書等の自己作成の添付書類についてはオンライン化済 源泉徴収票、証明書、領収書等の第三者作成の添付書類については別途送付 				<ul style="list-style-type: none"> 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信（給与の源泉徴収票等について平成18年度実施予定） 税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年度実施を目指す） 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。 				
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			申告の適正性を確保するため必要			
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・本人および税理士の署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。		
	手数料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時） 確定申告期間中のみ日曜日2日間開庁（上記時間）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			<ul style="list-style-type: none"> 還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮を目指す。（平成18年度実施予定） その他の優遇措置について、必要性や合理性を検討する。（平成18年度前半） 		
	システムの改善		<ul style="list-style-type: none"> システム仕様は公開済（平成15年4月～） 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） 			<ul style="list-style-type: none"> システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について機力短縮を図る。 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（平成16年度アクセス数約1千万件、提出件数69万件）から直接電子申告できるようにする。（平成19年度実施予定） 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。 その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。 		
広報・普及活動		<ul style="list-style-type: none"> 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 利用回数の多い手続について利便性が高いことを重点的に広報 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告が可能であることを重点的に広報 新たにサービスを開始した税目（印紙税、酒税）の利用促進について重点的に広報 			<ul style="list-style-type: none"> 認証基礎の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 電子納税に対応したインターネットバンキング、ATMの普及に向け金融機関等との連携を強化する。 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及と活動について十分に評価する。 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票、各種証明書及び領収書等の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。 			
その他		-			（注）大規模法人の消費税、印紙税申告及び酒類製造業者の酒税申告について、平成20年度までの3年間に利用率50%となるよう重点的に取り組む。			